

①無格付け地方債の保有継続・売却に係る規定等

◎資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」(抜粋)

Ⅱ. 1. 注 4. 保有銘柄の格付取下げ・撤回時の対応

取得後に全ての信用格付業者が付与していた格付を取下げ・撤回した債券については、速やかに理事長まで報告を行い、「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(第 26 回資金管理業務諮問委員会)を踏まえ、売却を行うか保有するかを総合的に判断して対応を行う。

◎第 26 回資金管理業務諮問委員会(平成 20 年 9 月 25 日開催)

資料 5-1「指定格付機関の格付の取下げ・撤回への対応」(抜粋)

6. 今後の無格付け保有債券の売却・保有継続の方針

(1)資金管理業務諮問委員会の審議

毎事業年度、無格付け保有債券の売却・保有継続の方針について、資金管理業務諮問委員会の審議を受けることとする。

②資金管理業務規程別紙「再資源化預託金等の運用の基本方針」(抜粋)

Ⅱ. 1. 運用対象資産の範囲

○以下の①～⑤の運用資産については、途中売却は原則不可とし、満期までの保有を原則とする。

②地方債

条件 ・信用格付業者のいずれかに、最上位から 2 番目以上の格付けを付与されたものであること。

Ⅱ. 1. 注 2. 保有銘柄の格付引下げ時の対応

取得後に全ての信用格付業者による格付が最上位から二番目未満となった債券については、速やかに代表理事まで報告を行い、売却を行うか保有する課を総合的に判断して対応を行う。

全ての信用格付業者による格付が最上位から三番目未満になった場合には原則売却を行う。